七十六、坂口物産こと坂口一夫に対する件

昭和四十四年(排)第四号

排除命令

大分県別府市光町一番六号
坂口物産こと
坂口一夫

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、坂口物産こと坂口一夫は、その販売する小売価額二百円の「栗ようかん」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額二百円の「栗ようかん」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約四十二・一パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

坂口物産こと坂口一夫（以下「坂口物産」という。）は、肩書地に事務所を置き、土産品の製造販売業を営む事業者である。

坂口物産は、小売価額二百円の「栗ようかん」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十年一月から製造し、別府市内および熊本県内の一部地域に販売している。

当該商品は、通常、店頭では開蓋して陳列されているが、表面を透明なセロハン紙でおおわれた縦二十センチメートル、横十四・三センチメートル、高さ三・七センチメートルの包装箱に縦十八センチメートル、横六・四センチメートル、高さ三・四センチメートル（容積約三百九十一・六立方センチメートル）の「栗ようかん」と称する棒状の包装箱二本が詰められており、あたかも外見からは当該棒状の包装箱一杯に羊かんが詰められているかのように包装されている。

しかるに、前記棒状の包装箱に詰められた羊かん一本の大きさは、縦十六・八センチメートル、横四・五センチメートル、幅二・二センチメートル（体積約百六十五・三立方センチメートル）であり、これがアルミ箔と紙を貼り合わせた包装紙が包まれたうえ、厚さ〇・五センチメートルの段ボール紙で包まれており、結局、羊かん一本の体積は、その棒状の包装箱の総容積の約四十二・一パーセントに相当する量しかない。

よつて、坂口物産は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、坂口物産の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年一月十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

別添写真

